

伊丹市の住宅耐震改修促進事業のご案内

平成25年8月1日より受付開始

伊丹市では、震災の教訓をふまえ、安全安心なまちづくりを推進するため、住まいの耐震化を促進します。この制度は、住宅の耐震改修工事を行う方に対して、兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業」の補助制度に加えて補助を行うものです。



伊丹市マスコット たみまる

| | | | | |
|------|--|------|------------------------------|------------------|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 伊丹市内に対象となる住宅を所有する方 兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業」の住宅耐震改修工事費補助に係る補助金の交付の決定を受けた方 所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円）以下の方（個人） | | | |
| 対象住宅 | 下記の条件をすべて満たす住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅を含む） ア S56年5月31日以前に着工されたもの イ 違反建築物でないもの ウ 耐震診断の結果、右表の条件を満たすもの | 区分 | 耐震基準 | |
| | | 木造住宅 | 総合評点1.0未満 | |
| | | 非木造 | 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(1次診断) | 構造耐震指標(Ⅰs)が0.8未満 |
| | | | 上記以外 | 構造耐震指標(Ⅰs)が0.6未満 |
| 対象費用 | ①安全性を確保する（耐震診断評点1.0以上等）ための次の工事（附帯工事を含む）に要する費用 ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強 ②簡易耐震診断で評点が0.7以上の木造戸建住宅において実施する次のいずれかの部分改修型工事に要する費用（※改修計画の策定は不要） ア 「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「軽い屋根」へ葺き替える屋根の軽量化工事 イ 一階四隅（出隅部）への耐震壁設置工事 ウ 一階出隅部の柱頭、柱脚における金物等による接合部補強工事 ③居室耐震型（シェルター型）工事に要する費用 | | | |
| 補助金額 | <ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅：補助対象工事費の4分の1又は30万円のうち低い額 共同住宅：補助対象工事費の4分の1又は10万円×戸数のうち低い額 | | | |

● 補助金算定の事例 ●

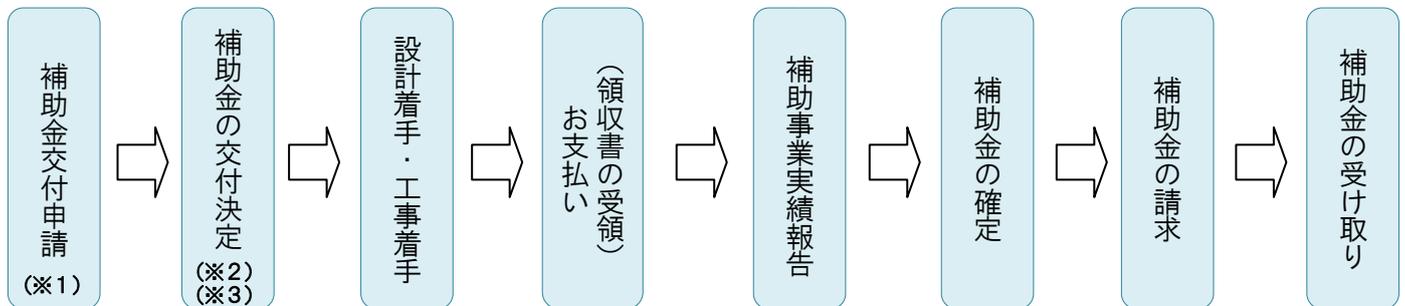
◇木造戸建住宅で240万円の耐震改修工事を行った場合

市補助：240万円×1/4＝60万円 ⇒ 限度額の30万円

県補助：240万円×1/3＝80万円 ⇒ 80万円

合計110万円（自己負担130万円）

● 申請の流れ ●



(※1) 補助を受ける場合には、兵庫県「わが家の耐震改修促進事業」の交付決定通知書の写しの添付が必要です。

(※2) 交付決定前のご契約は、補助対象にならなくなりますのでご注意ください。

(※3) 交付決定通知後に事業内容の変更があった場合は、別途手続き等が必要です。

事業の詳細及び概要については、下記までお問い合わせ下さい。

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】 伊丹市 都市活力部 都市整備室 建築指導課

TEL 072-784-8065（土日祝祭日を除く）